

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○市町村道の改築に関する工事の施行 (道路課)	1
公 告	
○林業種苗生産事業者講習会の実施 (木材増産推進課)	1
○土地改良区の役員の就任 (農業基盤課)	1
○県営土地改良事業の計画の定め ()	1

告 示

高知県告示第91号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和3年2月9日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
高知県新規透析患者調査
- 調査の目的
県内の新規透析患者及びその属性の実態を把握し、血管病重症化予防対策（腎疾患対策）の効果を検証することにより、継続性及び実効性のある取組を検討するための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
施設
 - 属性
透析医療機関
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項
ア 透析医療機関に関する情報（医療機関名、担当者名及び連絡先）
イ 新規透析導入患者に関する情報（導入月、治療形態、生年月日、性別、原疾患、居住地及び保険種別）
 - その基準となる期間

毎年1月1日から12月31日まで

5 報告を求める者

- 数
約40施設

(2) 選定方法

県が作成したリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

県が報告者に対して直接報告を求める。

(2) 調査方法

郵送による調査

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間

毎年12月下旬から翌年3月下旬まで（令和2年度にあっては、令和3年2月中旬から同年3月中旬まで）

高知県告示第92号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき市町村道の改築に関する工事を県が行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月9日

高知県知事 濱田 省司

市町村道の種類及び路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始予定年月日
村道朝谷線	土佐郡大川村朝谷字宇野地44番1地先から土佐郡大川村朝谷字ヲス谷121番3地先まで	改築	令和3年2月9日

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させるため、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

令和3年2月9日

高知県知事 濱田 省司

1 開催の日時及び場所

日時	場所
----	----

令和3年3月17日（水）
午前9時30分から午後4時30分
まで

香美市土佐山田町大平80
高知県立森林技術センター
事務室

2 受講対象者

林業生産に利用される樹木の繁殖のために用いられるすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ等の樹種について、他人に配布する目的をもって種子又は穂木から苗木を養成する事業を営もうとする者

3 林業種苗生産事業者講習会の内容

- 種苗に関する法令 2時間
- 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講手数料

14,000円（種苗生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）に高知県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

5 受講申込書の提出場所及び提出期限

受講を希望する者は、受講申込書を令和3年2月19日（金）までに住所地を管轄する林業事務所（中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の管轄区域にあっては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所）に提出すること。

6 受講申込書の配布場所

高知県林業振興・環境部木材増産推進課、各林業事務所及び中央東林業事務所嶺北林業振興事務所並びに高知県種苗緑化協同組合

7 問い合わせ先

高知県林業振興・環境部木材増産推進課（電話番号088-821-4602）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高知南国土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

令和3年2月9日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏名 住所
監事 山岡 正和 南国市里改田372番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（影野地区農地中間管理機構関連農地整備事業（区画整理））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年2月9日

高知県知事 濱田 省司

1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間
令和3年2月9日から同年3月11日まで

3 縦覧場所
四万十町役場

4 その他
この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。